



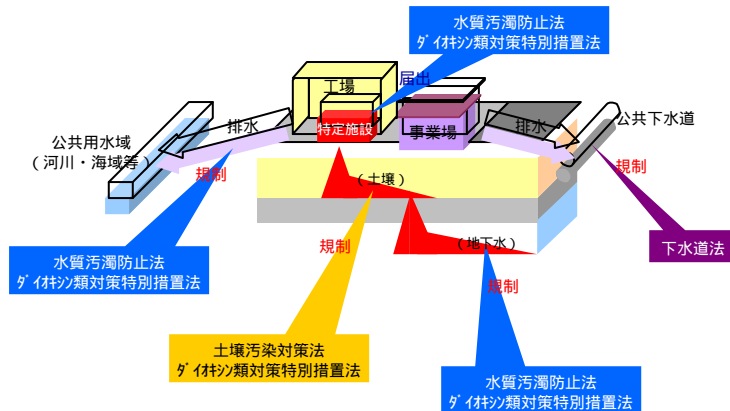
# 土壤汚染対策資料

～ 土壤汚染に係る関連法規と条例について～



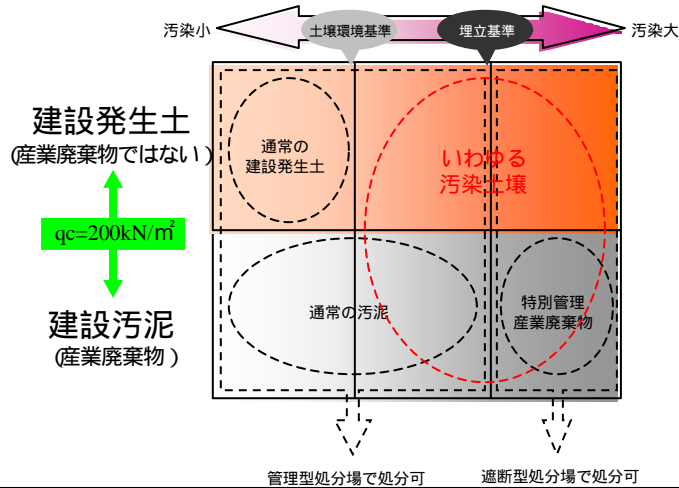
## 他法規との関連（１）

～ 水質汚濁防止法～



## 他法規との関連（２）

～ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法）～



## 愛知県条例と名古屋市条例

土壌汚染に係る愛知県条例

県民の生活環境の保全等に関する条例  
(平成十五年愛知県条例第7号)

第2章第3節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制  
(第36条～第45条)

県民の生活環境の保全等に関する条例施行規則  
(平成十五年愛知県規則第37号)

第2章第3節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制  
(第36条～第49条)

土壌汚染等対策基準

土壌汚染等対策指針

土壌汚染に係る名古屋市条例

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例  
(平成十五年名古屋市条例第15号)

第3章第8節 土壌及び地下水の汚染に関する規制  
(第52条～第61条)

市民の健康と安全を確保する  
環境の保全に関する条例施行規則  
(平成十五年名古屋規則第 号)

第 章第 節 土壌及び地下水の汚染の防止に関する規制  
(第 条～第 条)

土壌汚染等対策指針

第42条に係わる部分は平成16年4月1日より施行



## 条例のポイント

### 愛知県条例及び名古屋市条例の主な共通点

特定有害物質等取扱事業者は、当該土地に汚染のおそれがあると認められる時は、調査・報告を求められる。

3,000㎡以上の土地の改変を行おうとする者は、当該土地における過去の土地履歴等を調査し、届けなければならない。



## 汚染の状況の調査

### 愛知県条例（第39条）

特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた事業所  
「特定有害物質等取扱事業者」

設置している者



土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査するよう努めなければならない。（努力義務）

「特定有害物質等取扱事業者」



愛知県知事

土壌汚染等対策基準に適合しないおそれがあると認めるとき汚染状況について調査・報告を求めることができる。

指定調査機関に実施させることが望ましい

### 名古屋市条例（第54条第1項）

特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等

設置している者



「特定有害物質等取扱事業者」

特定有害物質により汚染されているおそれがあると認めるとき土壌及び地下水の特定有害物質による汚染の状況を調査しなければならない。

指定調査機関に実施させることが望ましい



# 措置命令

## 愛知県条例（第41条）

調査の結果、汚染状態が土壌汚染等対策基準に適合しないかつ、  
汚染により、人の健康に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある



知事は、**汚染原因者**に対し計画書の作成、汚染の除去、拡散の防止措置を命ずることができる。

## 名古屋市条例（第54条第2項）

調査の結果、汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合しない



**特定有害物質等取扱事業者**は結果を速やかに市長に報告しなければならない。



# 土地改変時の調査

## 愛知県条例（第42条第1,2項）

3,000㎡以上の土地

掘削、盛土、切土その他の行為を行おうとする者  
当該土地における過去の**特定有害物質等取扱事業所の設置の状況**を調査し、知事に届けなければならない

「土地改変者」



汚染のおそれがあると認めるときは、汚染状況について**調査・報告**を求めることができる

愛知県知事

## 名古屋市条例（第55,57条）

3,000㎡以上の土地

掘削、盛土、切土その他の行為を行おうとする者  
(**特定有害物質等取扱事業者は除く**)

当該土地における過去の**特定有害物質等を取り扱っていた工場等の設置の状況**その他を調査し、市長に報告しなければならない

「大規模土地改変者」



汚染のおそれがあるときは、当該土地における**土壌及び地下水の汚染状況**を調査し、市長に報告しなければならない

名古屋市長

500㎡以上の土地  
(敷地の一部改変を含む)

**特定有害物質等取扱事業者で、掘削、盛土、切土その他の行為を行おうとする者**



当該土地における**土壌及び地下水の汚染状況**を調査し、市長に報告しなければならない



名古屋市長



## 土地改変時の調査

愛知県条例（第42条第3,4項）

調査の結果、汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合しない



**土地改変者**は土壌汚染除去等処理計画書を作成し、汚染の除去等の措置を構じなければならない。

名古屋市条例（第58,59条）

調査の結果、汚染状態が土壌汚染等処理基準に適合しない



**特定有害物質等取扱事業者又は大規模土地改変者**は汚染拡散防止計画書を作成し、汚染拡散防止措置を構じなければならない。